



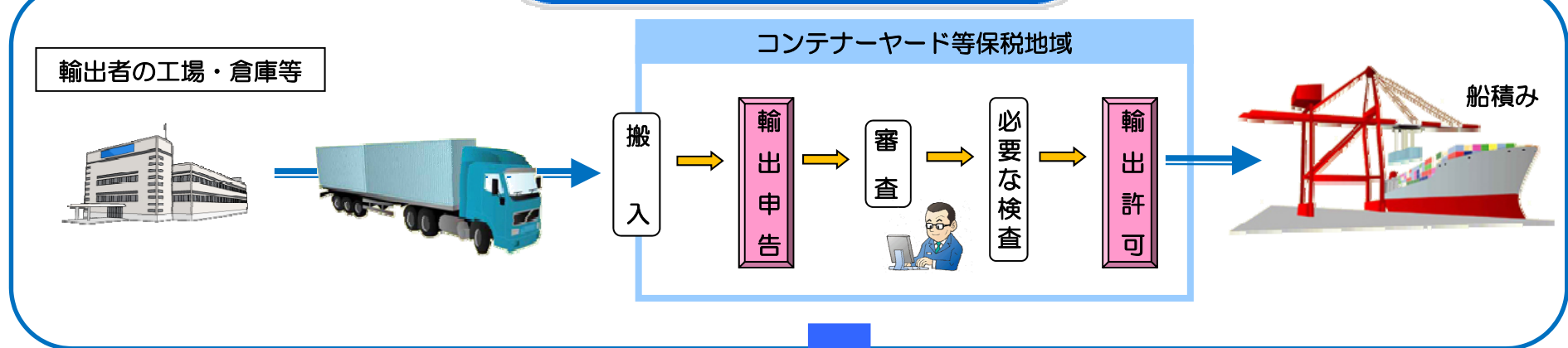
# 「輸出通関における保税搬入原則見直し」 に係るNACCS仕様変更概要

平成23年8月/9月

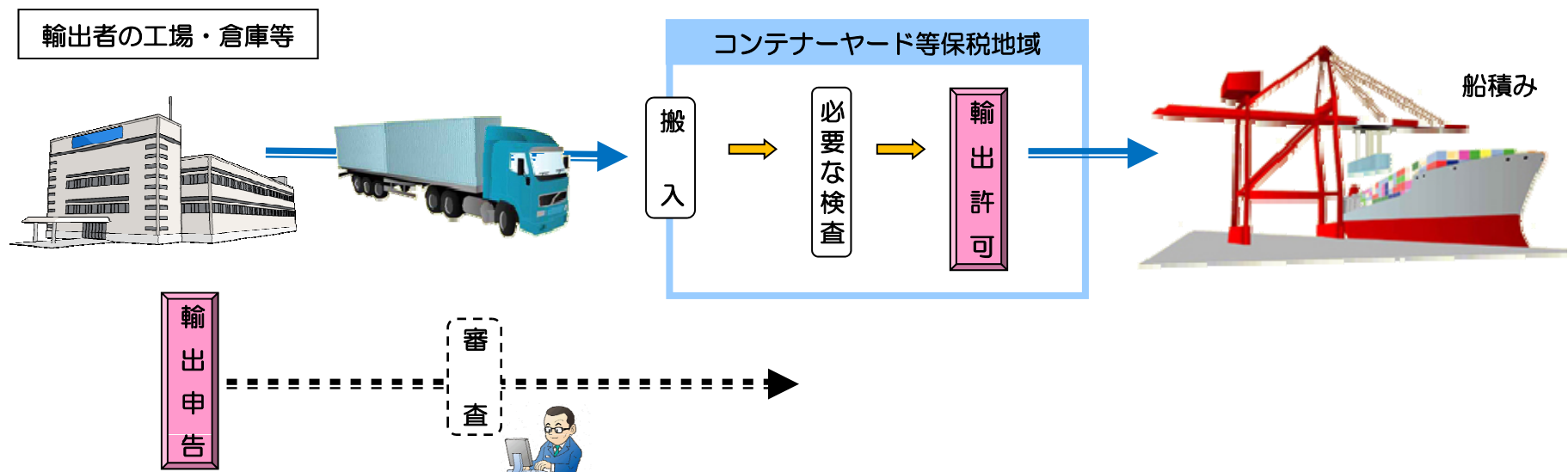
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

## 1.業務の流れ

### 一般的な輸出申告による輸出通関



### 輸出通関における保税搬入原則の見直し



## 2.輸出通関における保税搬入原則の見直しに係る変更点（概要）

1

輸出申告について、保税地域への貨物搬入前に行うことが可能となります

2

AEO通関業者又はAEO製造者が関与する輸出申告(特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告)に係る貨物について、保税地域等に搬入することなく輸出の許可を受けることが可能となります

3

輸出のコンテナ扱いを廃止し、コンテナ扱いの承認を受けることなく、貨物をコンテナに詰めただけで輸出申告することが可能となります

Sea-NACCS



4

輸出の予備審査制が廃止となります

## 2.輸出通関における保税搬入原則の見直しに係る変更点（概要）

### 10月1日より変更となる変更概要

#### ✓ 申告条件コードの変更

「申告条件コード」「申告等種別コード」が変更となります

- ・対象業務  
輸出申告(EDC) ・ 輸出マニフェスト通関申告(MEC) **Air** ・ 別送品輸出申告(UEC)

#### ✓ 搬入前申告の追加 **1**

貨物が保税地域等に搬入前の輸出申告が可能となります（許可は搬入時となります）

- ・対象業務  
輸出申告(EDC)(種別:E) ・ 輸出マニフェスト通関申告(MEC) ・ 別送品輸出申告(UEC)
- ・「申告条件コード」の追加  
輸出申告(EDC)等において搬入前申告を区別する申告条件コード「X:搬入前申告」「Y:開庁時搬入前申告の登録」を追加します
- ・新規出力情報  
搬入時に許可とならなかった場合、通関業者宛に「**輸出搬入時状況通知情報**」を出力します

#### ✓ コンテナ扱い申出・予備申告の廃止 **3** **4**

- ◆コンテナ扱い申出 **Sea**
  - ・コンテナ扱い申出の廃止に伴い、コンテナ扱い申出をせずに、輸出許可前バンニングを実施可能とします。
  - ・EDA/EDA01業務において申告等種別コード「C」を入力不可とします
  - ・EDC業務において申告条件コード「A」「B」「C」を入力不可とします
- ◆予備申告
  - ・予備申告の廃止に伴い、EDC業務において申告条件コード「Z」「T」が入力不可となります

#### ✓ あて先官署コードの変更

申告後の官署変更が可能となります

- ・新規業務  
輸出申告変更(官署変更)(EDY) ・ 輸出マニフェスト通関申告変更(官署変更)(MEY) ・ 別送品輸出申告変更(官署変更)(UEY)

### 3.輸出申告等における申告条件コードの変更

輸出申告等において、搬入前申告追加・コンテナ扱い申し出廃止・予備申告の廃止に伴い、「申告条件コード」・「申告等種別コード」が以下の通り、変更となります。

#### (1) 「輸出申告事項登録(EDA)」業務、「輸出申告(EDC)」業務

○：入力可能 ×：入力不可 ■：廃止 太枠：変更

| 申告等種別<br>(EDA業務)<br>申告条件<br>(EDC業務) | なし | C | H | Z | T | A | B | I | K | X | Y |
|-------------------------------------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 輸出申告                                | ○  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 積戻し申告                               | ○  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| 特定委託輸出申告<br>特定製造貨物輸出申告              | ○  | ○ | × | × | × | × | × | ○ | ○ | × | × |
| 特定輸出申告                              | ○  | × | × | × | × | × | × | ○ | ○ | × | × |
| 展示等積戻し申告                            | ○  | × | × | × | × | × | × | × | ○ | × | × |
| コンテナ扱い申出                            | ×  | ○ | × | × | × | × | × | × | × | ■ | ■ |

#### ＜入力可能な申告条件コード＞

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 入力なし | 輸出申告における搬入後申告                     |
|      | 輸出申告以外における通常申告                    |
| I    | 搬入時申告の登録                          |
| K    | 開庁時搬入後申告の登録                       |
| X    | 搬入前申告                             |
| Y    | 開庁時搬入前申告の登録                       |
| H    | 予備申告後の本申告（入力可能とするが、業務仕様書からは削除します） |

### 3.輸出申告等における申告条件コードの変更

#### (2) 「輸出マニフェスト通関申告( MEC )」業務

Air-NACCS



<入力可能な申告条件コード>

|                                                                                     |                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 入力なし                                                                                | 搬入後申告                              |
| I                                                                                   | 搬入時申告の旨の登録                         |
| K                                                                                   | 開庁時申告の登旨の登録                        |
|  X | 搬入前申告                              |
|  Y | 開庁時搬入前申告の登録                        |
| H                                                                                   | 予備申告後の本申告 (入力可能とするが、業務仕様書からは削除します) |

#### (3) 「別送品輸出申告( UEC )」業務

<入力可能な申告条件コード>

|                                                                                       |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 入力なし                                                                                  | 搬入後申告       |
| I                                                                                     | 搬入時申告の登録    |
| K                                                                                     | 開庁時申告の登録    |
|  X | 搬入前申告       |
|  Y | 開庁時搬入前申告の登録 |

## 4. 搬入前申告の追加

(1) 輸出申告において、申告条件を指定することで、貨物が保税地域等に搬入前の輸出申告を可能とします。なお、本資料においては、以下の通り分類します。

- ①貨物が保税地域等に搬入される前に行われた輸出申告を、「**搬入前申告**」という。
- ②貨物が保税地域等に搬入された後に行われた輸出申告を、「**搬入後申告**」という。

(2) 搬入前申告が可能な輸出申告は、以下の業務を対象とします。

- ①「輸出申告(EDC)」業務 (申告等種別コード「E」(輸出申告)のみ)
- ②「輸出マニフェスト通関申告(MEC)」業務
- ③「別送品輸出申告(UEC)」業務

(3) 「輸出申告(EDC)」業務等において、「申告条件コード」欄に新規コードを追加し、搬入前申告を区別するようにします。

|   |             |
|---|-------------|
| X | 搬入前申告       |
| Y | 開庁時搬入前申告の登録 |

(4) 「申告条件コード」欄に「X」(搬入前申告)を入力する場合で、本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、業務を行った時刻に係る「時間外執務要請届」がされている必要があります。

(5) 搬入前申告を行う場合は、以下の通り貨物情報のチェックを行います。

- ①Sea-NACCSにおいては、予備申告と同等の貨物情報DBチェック処理を行う。
- ②Air-NACCSにおいては、予備申告と同等の輸出貨物情報DBチェック処理を行う。  
AWB番号が輸出貨物情報DBに存在することのチェックを行わないため、貨物情報の登録なしに搬入前申告が可能となる。

## 4. 搬入前申告の追加

- (6) 搬入前申告に関する業務ルートは、別紙(業務ルート)の通りとなります。
- (7) 搬入前申告で、審査区分が「簡易審査扱い」(区1)となった場合は、輸出許可とはならず「**搬入前申告審査終了**」状態となります。(搬入までは許可となりません。)
- (8) 搬入前申告後は、貨物搬入時に「輸出申告搬入後処理(自動起動)(1CE)」業務が起動されます。

起動する条件は、現状の予備申告後の本申告(1ED業務等)の起動条件と同じとなります。  
1CE業務を起動する業務は以下の通りとなります。

### Sea-NACCS



| 業務コード | 業務名                 |
|-------|---------------------|
| BIC   | 搬入確認登録（輸出未通関）       |
| CYA   | CY搬入確認登録            |
| VAN   | バンニング情報登録（コンテナ単位）   |
| VAE   | バンニング情報登録（輸出管理番号単位） |
| VAA   | バンニング情報追加           |
| VAD   | バンニング情報訂正           |

### Air-NACCS



| 業務コード | 業務名      |
|-------|----------|
| BIIO1 | 個別搬入確認登録 |
| BILO1 | 一括搬入確認登録 |

## 4. 搬入前申告の追加

(9) 「輸出申告許可保留解除(CEW)」業務、「輸出申告許可保留解除(自動起動)(1CE)」業務を変更します。

①「輸出申告許可保留解除(CEW)」業務については、業務の内容が変更になることから、以下の通り、業務名を変更します。また、開庁時自動起動に対応する業務コードを追加します。

| No | 変更前                   | 変更後                     |
|----|-----------------------|-------------------------|
| 1  | 輸出申告許可保留解除(CEW)       | 輸出申告搬入後処理(CEW)          |
| 2  | 輸出申告許可保留解除(自動起動)(1CE) | 輸出申告搬入後処理(自動起動)(1CE)    |
| 3  | -                     | 輸出申告搬入後処理(開庁時自動起動)(3EW) |

②搬入前申告後のCEW業務／1CE業務／3EW業務においては、「審査区分選定処理」を行い、「簡易審査扱い」(区分1) (保留中を除く)に選定された場合、または、搬入前に審査終了され有効な場合は、輸出許可となります。

③許可とならなかった場合は、通関業者宛てに「輸出搬入時状況通知情報」(新規出力情報)を出力します。

④CEW業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、業務を行った時刻に係る時間外執務要請届がされている必要があります。

⑤1CE業務が税関の開庁時間外に起動された場合で、時間外執務要請届を利用する条件を満たしていない場合は、翌開庁時に「輸出申告搬入後処理(3EW)」業務を自動起動する旨を登録します。

## 4. 搬入前申告の追加

- (10) Sea-NACCSについては、通関予定蔵置場がシステム不参加保税地域においても搬入前申告を可能とします。  
ただし、システム不参加保税地域においては搬入確認登録がされず、1CE業務が自動起動されないため、貨物が搬入されたことを確認後に、通関業者がCEW業務を実施する必要があります。  
詳細は、別紙(業務ルート)を参照下さい。
- (11) 搬入前申告を変更する場合は、「輸出申告変更(EDE)」業務等で行います。

## 5. 輸出コンテナ扱い申出の廃止

Sea-NACCS



- (1) コンテナ扱い申出の廃止に伴い、海上輸出貨物関連業務について以下の通り変更を行います。
- ① コンテナ扱い申出済貨物に対するチェック等を廃止し、コンテナ扱い申出をせずに、輸出許可前バンニングの実施を可能とします。
  - ② 包括コンテナ扱い申出についても、上記と同様に変更します。なお、包括コンテナ扱い申出番号については、入出力項目から削除します。
  - ③ 1 コンテナへの各種貨物混在（輸出未許可貨物、輸出許可済貨物、仮陸揚貨物、特定輸出貨物、特定委託輸出貨物及び特定製造貨物の混在）を可能とします。



- ⑤「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」業務において、バンニング場所がシステム参加保税地域等以外においても経由地の登録を可能とします。  
 ただし、バンニング場所がシステム参加保税地域／システム参加保税地域等以外いずれの場合でも、経由地の登録を行う際は、「搬入先コード」が必須入力となります。  
 また、経由地においてバンニングする際に入力する「搬入先コード」については、経由元でのVAN業務において入力された「搬入先コード」との一致チェックを行います。

- (2) 新たにコンテナ扱い申出、変更を受け付けないう、「輸出申告事項登録(EDA)」業務及び「輸出申告変更事項登録(EDA01)」業務において、「申告等種別コード」欄に「C」(コンテナ扱い申出)を入力不可と変更します。
- (3) 新たにコンテナ扱い申出、変更を受付ないよう、EDC業務において、「申告条件コード」欄について、以下のコードを入力不可と変更します。

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| A | コンテナ扱い申出兼予備申告（貨物搬入時本申告自動起動） |
| B | コンテナ扱い申出兼予備申告（本申告手動起動）      |
| C | コンテナ扱い申出                    |

- (4) 9/30までにコンテナ扱い適用／不適用まで完了したものについては、10/1以降に申告を継続できることとします。
- (5) 9/30までにコンテナ扱い申出がされ、コンテナ扱い適用／不適用となっていないものについては、コンテナ扱い申出撤回等を行うか、税関によりコンテナ扱い適用の登録を行うことで、後続処理を可能とします。
- (6) コンテナ扱い申出の廃止に伴い、EDA業務等における「コンテナ扱い本数」欄を「コンテナ本数」欄に変更します。（入出力項目のみ変更）

## 6. 輸出予備申告の廃止

- (1) 10/1以降に新たに予備申告、予備申告変更を受け付けないよう、EDC業務において、「申告条件コード」欄について、以下のコードを入力不可と変更します。

|   |                    |
|---|--------------------|
| Z | 予備申告（貨物搬入時本申告自動起動） |
| T | 予備申告（本申告手動起動）      |

- (2) 9/30までに予備申告されたものについては、10/1以降に本申告以降を継続できます。  
（本申告は可能のままとします。）
- (3) 9/30までに予備申告されたものについては、10/1以降に撤回、手作業移行を可能とします。

## 7. 「あて先官署コード」欄の変更可能化

(1) 申告後の「あて先官署コード」を変更可能とします。

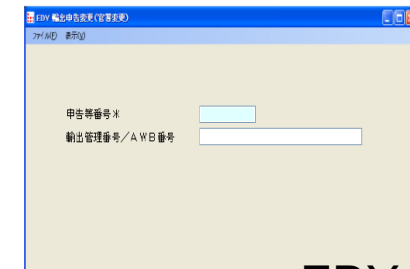
なお、官署変更が可能な手続きの条件は、以下をすべて満たす場合となります。

- ①「輸出申告」（申告等種別コード「E」のみ）、「輸出マニフェスト通関申告」、「別送品輸出申告」のいずれかであること。
- ②輸出許可前であること。

(2) あて先官署の変更は、新規業務で実施します。

- ①「輸出申告変更(官署変更)(EDY)」業務
- ②「輸出マニフェスト通関申告変更(官署変更)(MEY)」業務
- ③「別送品輸出申告変更(官署変更)(UEY)」業務

(3) 以下の手順であて先官署変更を行います。



◆画面イメージ

EDY

- ①官署変更が必要な場合は、税関に申し出て、税関が該当の申告の「**官署変更受理**」を登録します。
- ②税関の「官署変更受理」登録後に、EDY業務等を行います。
- ③EDY業務を実施すると、該当の申告が撤回登録され、申告内容を引き継いだ新たな申告等番号が払い出されます。
- ④払い出された申告等番号について、あて先官署等を変更の上、事項登録～申告（EDA業務、EDC業務等）を行います。なお、変更後のあて先官署は、当初のあて先官署と同一税関内のみとなります。また、再申告の際は、当初の申告内容から変更不可となる申告項目があります。

## 8.特定輸出、特定委託輸出申告、及び、特定製造貨物輸出申告の許可条件の変更

(1) 輸出申告業務等において、申告等種別が「N」（特定委託輸出申告）及び「M」（特定製造貨物輸出申告）について、以下の変更を行います。

①現状、貨物搬入前にも輸出申告が可能であるが、貨物搬入時に輸出許可としているものを、貨物搬入前であっても輸出許可となるよう変更します。

②搬入時申告（申告条件コード「I」）を入力可能とします。

(2) EDA業務、EDA01業務において、申告等種別「T」（特定輸出申告）の場合に、以下の項目を入力不可項目から、入力可能項目に変更します。

|                |                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「申告貨物識別」欄      | <b>Air-NACCS</b>                                                                                                       |
| 「要船積（搭載）確認識別」欄 | <b>Sea-NACCS</b>  <b>Air-NACCS</b>  |

(3) 「申告貨物識別」欄には、以下のコードのみ入力可能とします。

**Air-NACCS** 

|   |       |
|---|-------|
| K | 携帯貨物  |
| S | SP貨物  |
| B | OBC貨物 |

(4) 申告等種別コード「T」（特定輸出申告）については、従来はシステムで自動的に要船積（搭載）確認対象としておりましたが、以下の場合に要船積（搭載）確認対象となるよう変更します。

- ①「要船積（搭載）確認識別」欄に「Y」が入力された場合
- ②当該申告を行う通関業者の許可に係る税関の管轄区域外に申告を行った場合
- ③関税の減免戻税または内国消費税の免税還付がされた場合（従来どおり）

## 9. 入力画面、出力情報の変更

(1) 仕様変更により、入力画面及び出力情報に変更があります。

詳細につきましては、NACCS掲示板(航空及び海上)の各種資料に掲載していますので参照下さい。

NACCS掲示板



※項目追加による電文フォーマットの変更はありません。

※出力情報コードの7桁目が変更になる出力情報があるため、ご注意下さい。

(2) 「輸出申告等照会( IEX )」業務において、以下の変更を行います。

①以下の項目を、「予備」欄に変更します。

9/30までに予備申告、コンテナ扱い申出されたものについては、10/1以降に当該項目を照会できなくなります。

|                     |                                                                                                                                                                                             |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「輸出予備申告年月日」欄        | Sea-NACCS  Air-NACCS  |
| 「コンテナ扱い申出年月日」欄      | Sea-NACCS                                                                                              |
| 「コンテナ扱い申出適用年月日」欄    |                                                                                                                                                                                             |
| 「コンテナ扱い申出不適用年月日」欄   |                                                                                                                                                                                             |
| 「コンテナ扱い申出撤回年月日」欄    |                                                                                                                                                                                             |
| 「コンテナ扱い申出手作業移行年月日」欄 |                                                                                                                                                                                             |
| 「コンテナ扱い適用中止年月日」欄    |                                                                                                                                                                                             |

②「輸出予備申告審査終了年月日」欄を、「搬入前申告審査終了年月日」欄に変更します。  
なお、9/30までに予備申告されたものについては、予備申告審査終了年月日を出力します。

③上記の変更に伴う電文フォーマットの変更はありません。

## 10. 「輸出申告一覧照会 (IES)」業務の変更

- (1) 「輸出申告一覧照会 (IES)」業務において、照会種別コードが「B」、「C」、「D」の場合に出力される「通関手続き状況」欄に出力されるコードを変更します。

|   |         |
|---|---------|
| B | 申告一覧    |
| C | 搬入時申告一覧 |
| D | 開庁時申告一覧 |

- ① 「通関手続き状況」欄に出力される新規コードを追加します。

|                                                                                     |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|  O | 搬入前申告済で搬入前 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------|

- ② 「通関手続き状況」欄に出力されるコードの出力条件を変更します。

|   |               |   |                   |
|---|---------------|---|-------------------|
| 1 | 輸出等申告済で輸出等許可前 | → | 輸出等申告済で搬入後・輸出等許可前 |
|---|---------------|---|-------------------|

- (2) 「輸出申告一覧照会 (IES)」業務において、以下の照会種別は利用不可となります。  
(入力可能とするが、業務仕様書からは削除します。)

|   |                  |                                                                                                                                                                                                 |
|---|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| G | コンテナ扱い申出済未適用一覧   | Sea-NACCS                                                                                                  |
| H | コンテナ扱い申出適用済未申告一覧 | Sea-NACCS                                                                                                  |
| F | 予備申告済未申告一覧       | Sea-NACCS  Air-NACCS  |

## 11. 管理資料の変更

(1) 輸出通関事務取扱データ（日報）（H03）／輸出通関事務取扱データ（月報）（H04）

- ①大額・少額及び別送品輸出申告、輸出マニフェスト通関申告別に、搬入前申告を行った件数を計上する項目を追加します。
- ②予備申告のデータを収集していますが、項目は削除せず、0件計上されるようにします。

|    | BV      | BW         | BX      | BY      | BZ      | CA      | CB         | CC      |
|----|---------|------------|---------|---------|---------|---------|------------|---------|
| 1  |         |            |         |         |         |         |            |         |
| 2  |         |            |         |         |         |         |            |         |
| 3  |         |            |         |         |         |         |            |         |
| 4  |         |            |         | 搬入前申告   |         |         |            |         |
| 5  | 少額申告    | マニフェスト通関申告 | 別送品輸出申告 | 件数      | 大額申告    | 少額申告    | マニフェスト通関申告 | 別送品輸出申告 |
| 6  |         |            | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9    | ZZZZZZ9 |
| 7  |         |            | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9    | ZZZZZZ9 |
| 8  |         |            | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9    | ZZZZZZ9 |
| 9  |         |            |         |         |         |         |            |         |
| 10 |         |            |         |         |         |         |            |         |
| 11 |         |            |         |         |         |         |            |         |
| 12 |         |            |         |         |         |         |            |         |
| 13 |         |            | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9    | ZZZZZZ9 |
| 14 |         |            | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9    | ZZZZZZ9 |
| 15 |         |            | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9    | ZZZZZZ9 |
| 16 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9    | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9 | ZZZZZZ9    | ZZZZZZ9 |
| 17 |         |            |         |         |         |         |            |         |
| 18 |         |            |         |         |         |         |            |         |
| 19 |         |            |         |         |         |         |            | H04     |

## 12.サービス開始予定日

### (1) サービス開始予定

#### ①プログラムリリース

平成23年 9月25日（日） 3：00～5：00（予定）

#### ②制度施行

平成23年10月 1日（土） 0：00（予定）

### (2) サービス開始前後の注意点

プログラムリリースと制度施行日に差があるため、機能によって、利用開始日、利用停止日が異なりますので、十分にご注意ください。

制度施行日（10月1日）からは、以下の通りとなります。

- ①「搬入前申告」が利用開始となります。
- ②「予備申告」「コンテナ扱い申出」が利用停止となります。
- ③海上貨物関連業務における、新制度に係る機能（輸出許可前バンニング、許可済貨物・未許可貨物の混載に係る処理、未許可貨物経由に係る処理）が利用開始となります。
- ④「特定委託輸出申告」「特定製造貨物輸出申告」の許可条件が変更となります。
- ⑤「特定輸出申告」の要船積（搭載）確認対象となる条件が変更となります。
- ⑥新規業務により「あて先官署コード」が変更可能となります。
- ⑦出力情報コード（帳票／照会）が変更となります。

詳細は、次ページ以降をご参照のうえ、ご注意いただくよう、お願いいたします。

## 12.サービス開始予定日

| 時間<br>パターン | プログラム<br>リリース前 | 2011/9/25<br>3:00~5:00 | リリース後<br>制度施行前 | 2011/10/1<br>0:00 | 制度施行後    |
|------------|----------------|------------------------|----------------|-------------------|----------|
| パターン1      | 利用可能 (○)       |                        | 利用可能 (○)       |                   | 利用不可 (×) |
| パターン2      | 利用不可 (×)       |                        | 利用不可 (×)       |                   | 利用可能 (○) |
| パターン3      | 利用不可 (×)       |                        | 利用可能 (○)       |                   | 利用可能 (○) |
| パターン4      | 利用可能 (○)       |                        | 利用不可 (×)       |                   | 利用可能 (○) |

### <パターン1>制度施行時に、利用停止となる機能

※9月25日～30日は利用可能、10月1日～は利用不可の機能

- ①EDA業務における、申告等種別コード「C」の入力
- ②EDC業務における、申告条件コード「Z」「T」「A」「B」「C」の入力
- ③MEC業務における、申告条件コード「Z」「T」の入力
- ④海上貨物関連業務における、包括コンテナ扱いである旨の登録
- ⑤**変更前**の出力情報コード（帳票、照会）での画面／帳票出力

### <パターン2>制度施行時に、利用開始となる機能

※9月25日～30日は利用不可、10月1日～は利用可能の機能

- ①EDC業務、MEC業務、UEC業務における、申告条件コード「X」「Y」の入力
- ②EDC業務等における、申告等種別コード「N」「M」における、許可条件の変更
- ③EDA業務等における、申告等種別コード「T」（特定輸出申告）における「申告貨物識別」欄の入力
- ④EDA業務等における、申告等種別コード「T」（特定輸出申告）における「要船積（搭載）確認識別」欄の入力
- ⑤海上貨物関連業務における、新制度に係る機能（輸出許可前バンニング、許可済貨物・未許可貨物の混載に係る処理、未許可貨物経由に係る処理）
- ⑥EDY業務、UEY業務、MEY業務での官署変更機能
- ⑦**変更後**の出力情報コード（帳票、照会）での画面／帳票出力

## 12.サービス開始予定日

### ＜パターン3＞制度施行前に、利用開始となる機能

※9月25日～30日は利用可能、10月1日～は利用可能の機能

- ①EDC業務、MEC業務における、申告条件コード「H」の入力（9月24日以前も利用可能）
- ②IES業務における、照会種別「B」の「搬入年月日」欄の出力
- ③EDA業務における、「コンテナ本数」欄の「101」以上の入力
- ④ECR業務の貨物識別「T」の入力チェックの変更（特定輸出者以外でも、特定委託通関業者等であれば可能）
- ⑤ECR業務の搬入予定年月日の入力チェックの変更（ECR業務を、搬入予定年月日の13日前から実施可能とする）

### ＜パターン4＞制度施行まで一時的に利用停止となる機能

※9月25日～30日のみ利用不可

- ①EDC業務における、申告等種別コード「N」「M」の申告
- ②CEW業務、1CE業務における、申告等種別コード「N」「M」の保留解除（10月1日以降は「輸出申告搬入後処理」機能変更されます）

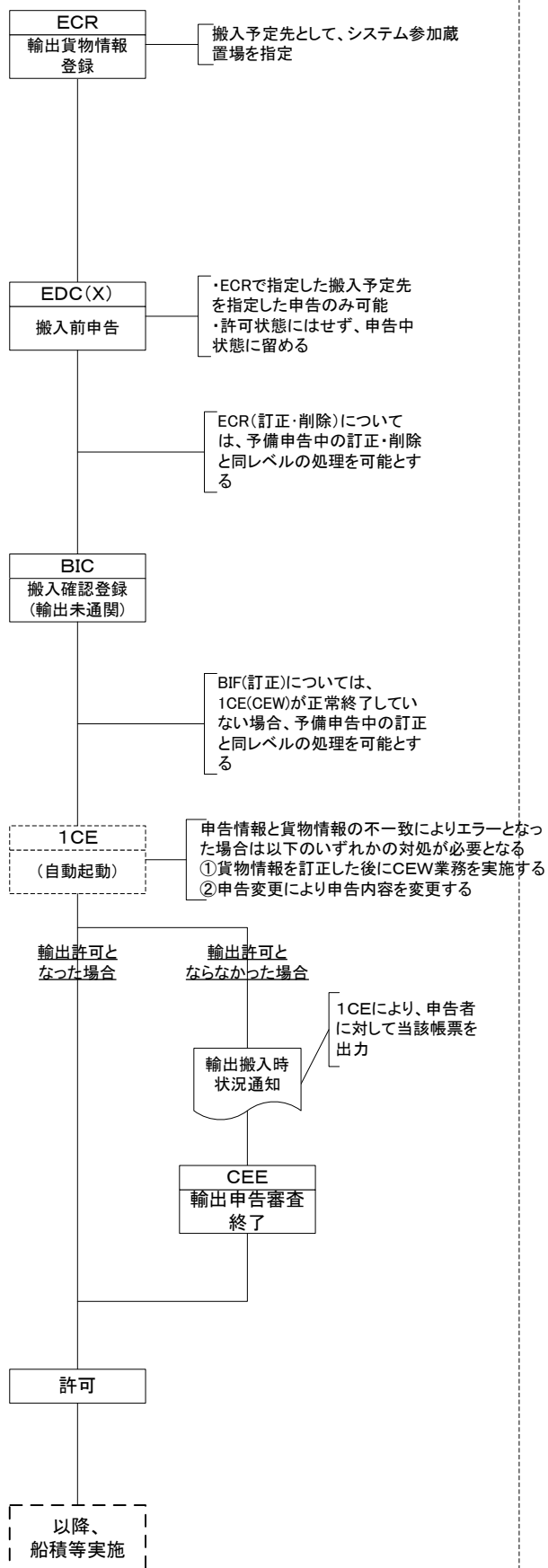




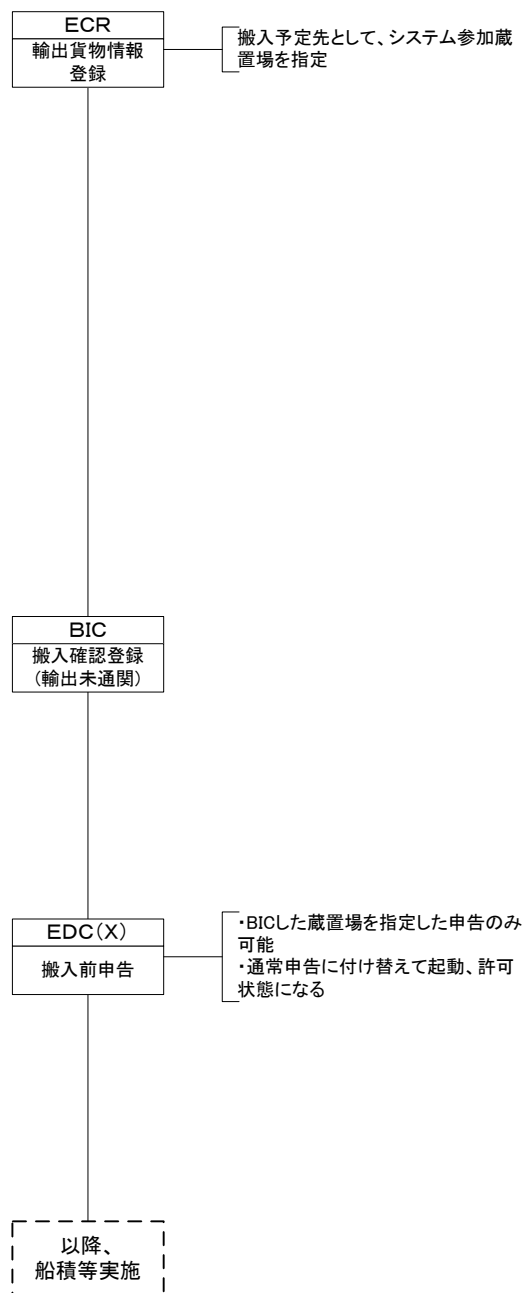
# 輸出通関に係る保税搬入原則の見直し

## Sea貨物一括搬入(システム参加蔵置場通関)

### ルート①. ECR後申告

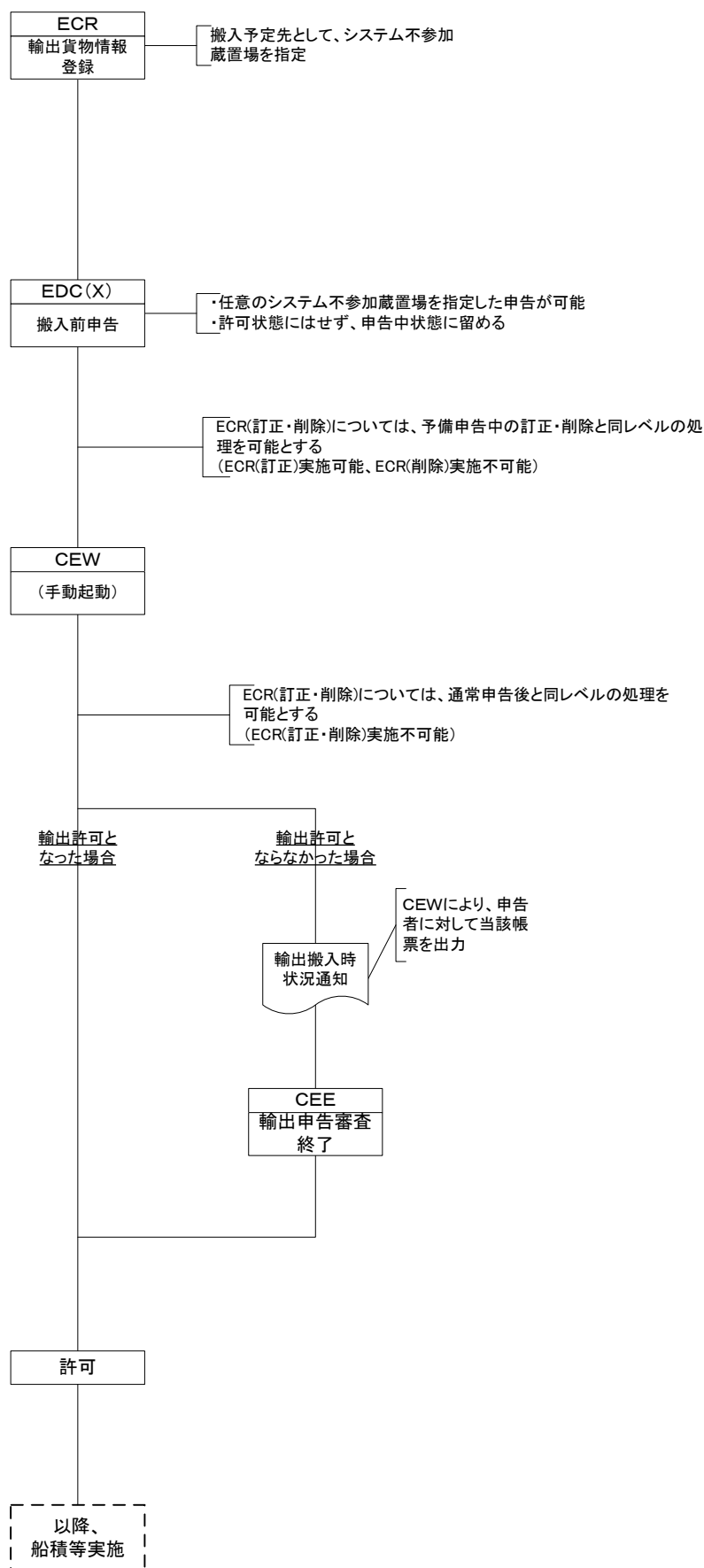


### ルート②. BIC後申告



## 輸出通関に係る保税搬入原則の見直し

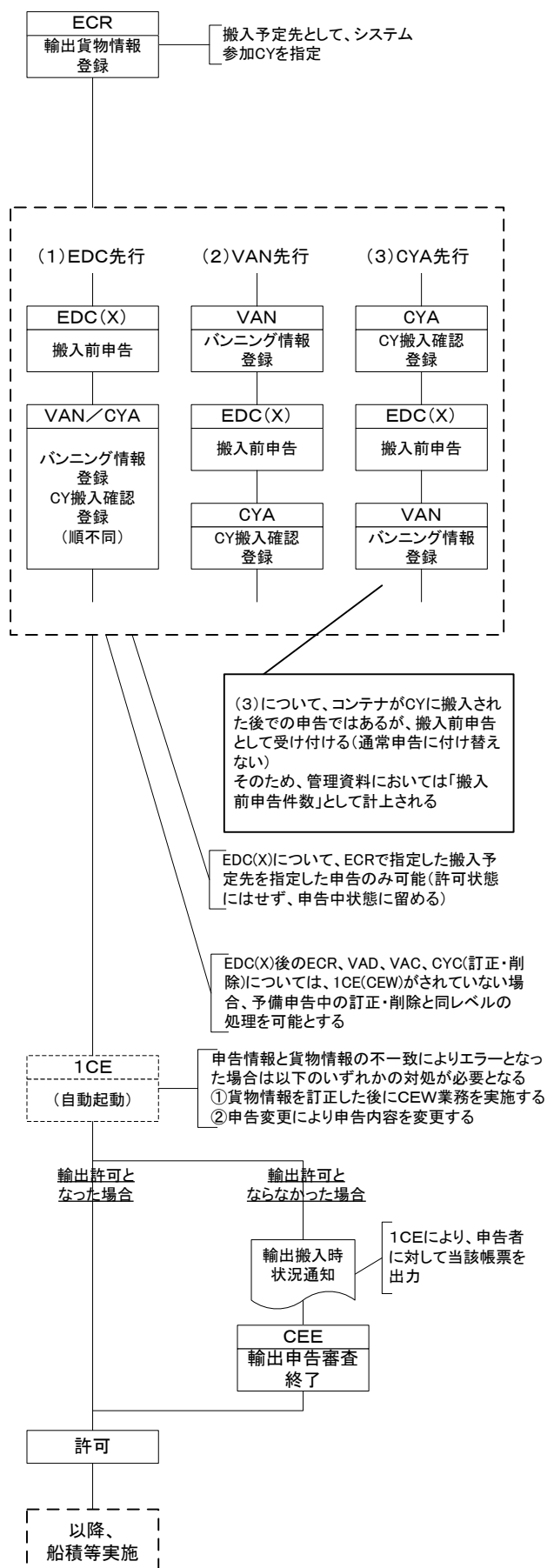
## Sea貨物一括搬入(システム不参加蔵置場通関)



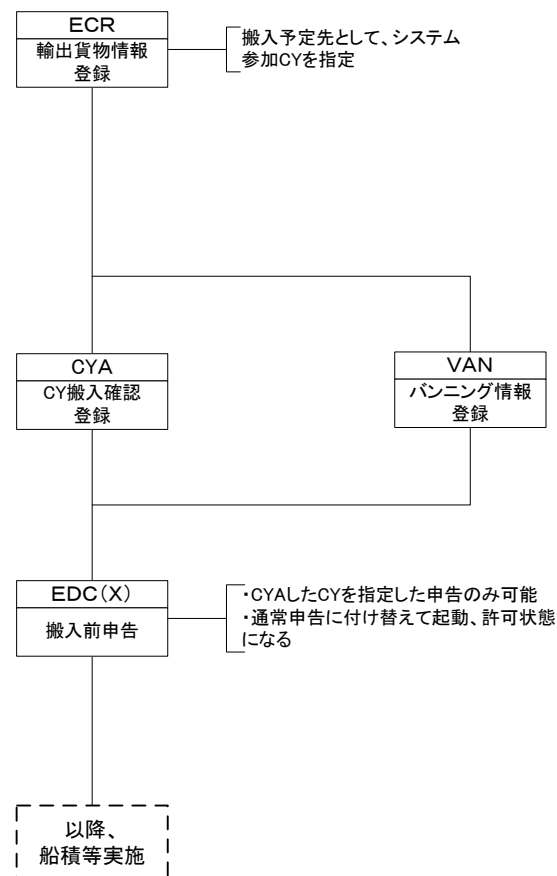
# 輸出通関に係る保税搬入原則の見直し

## Sea貨物一括搬入(CY通関)

### ルート①. ECR後申告

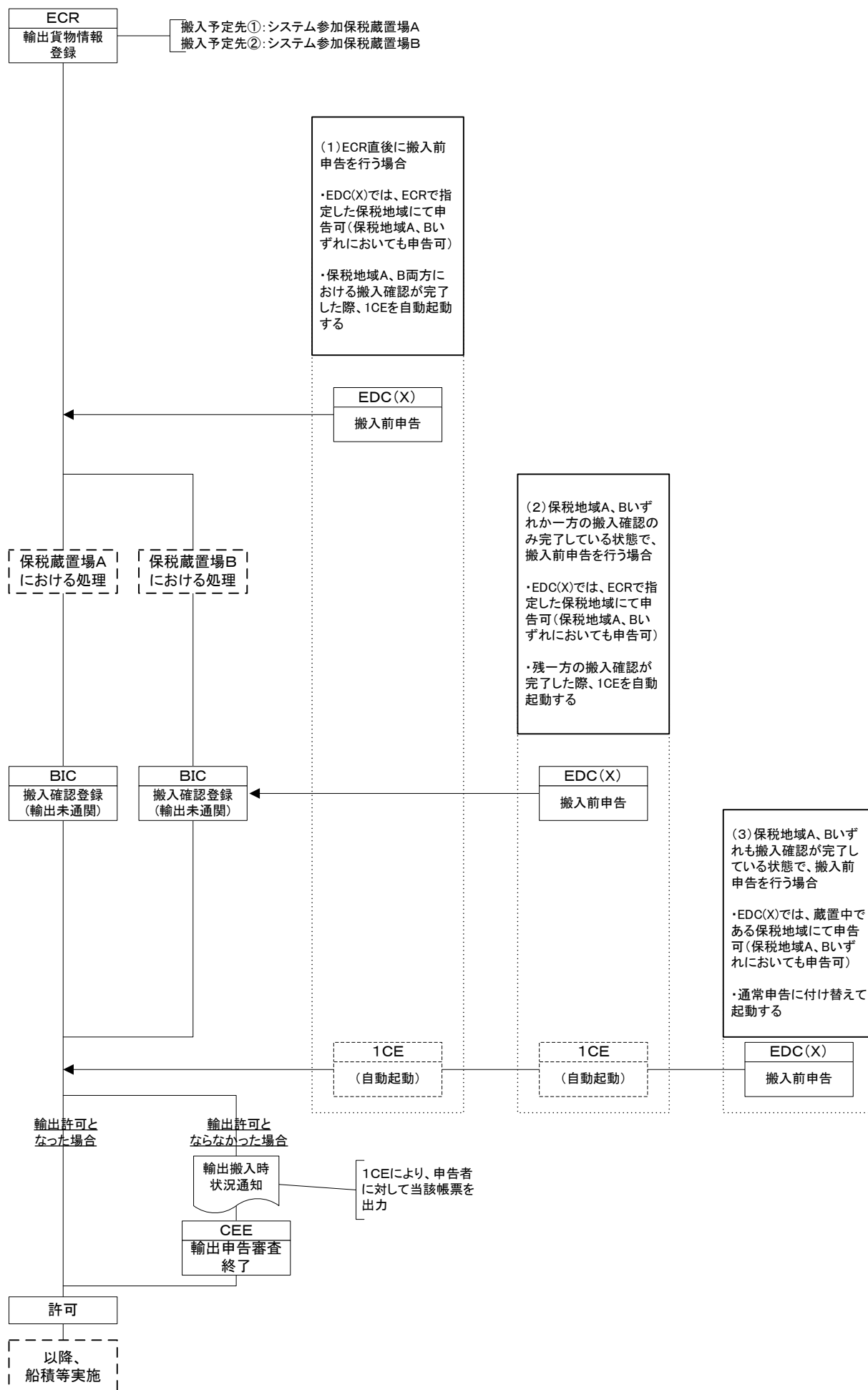


### ルート②. VAN/CYA後申告



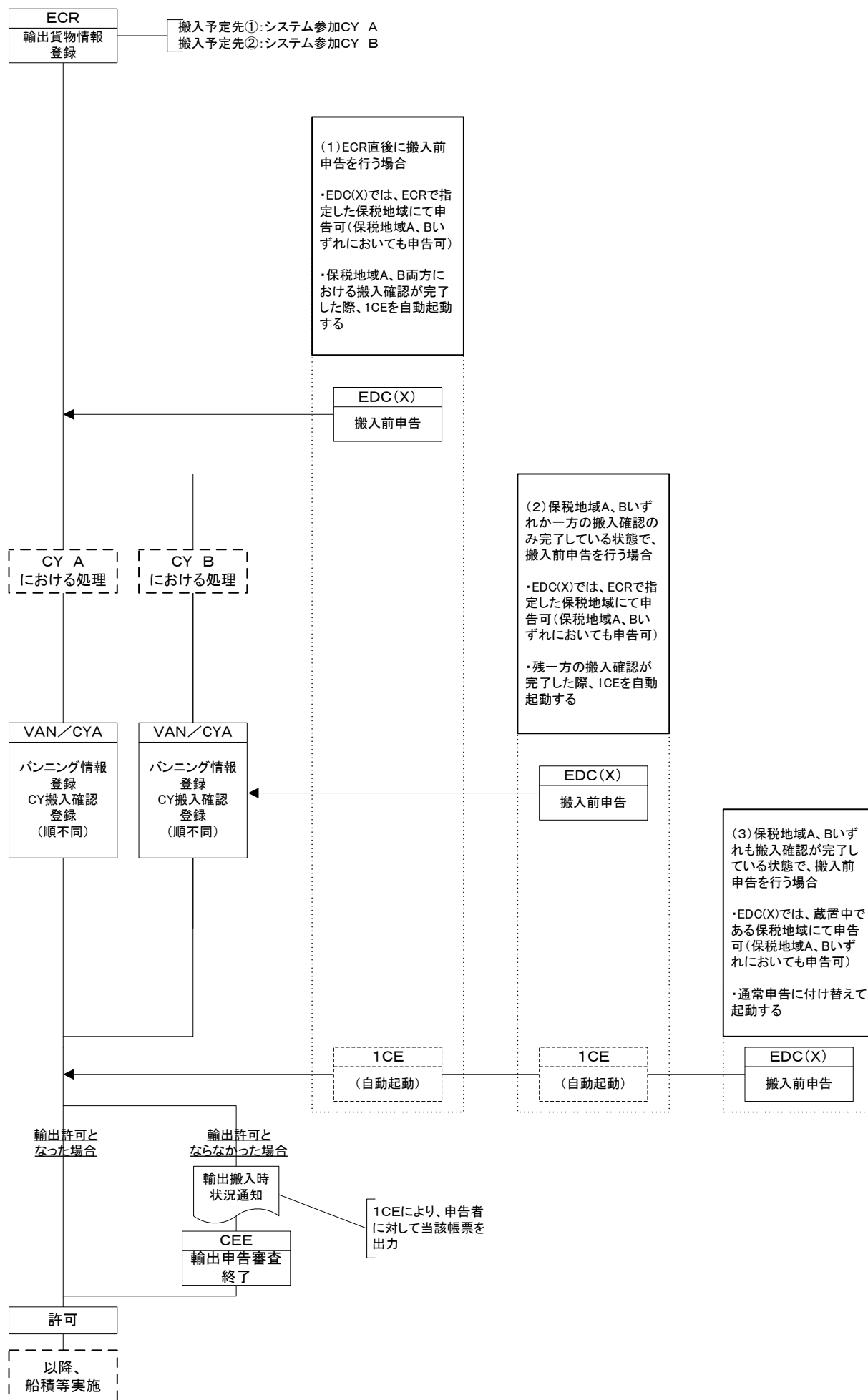
## 輸出通関に係る保税搬入原則の見直し

## Sea貨物分割搬入(システム参加保税蔵置場間)



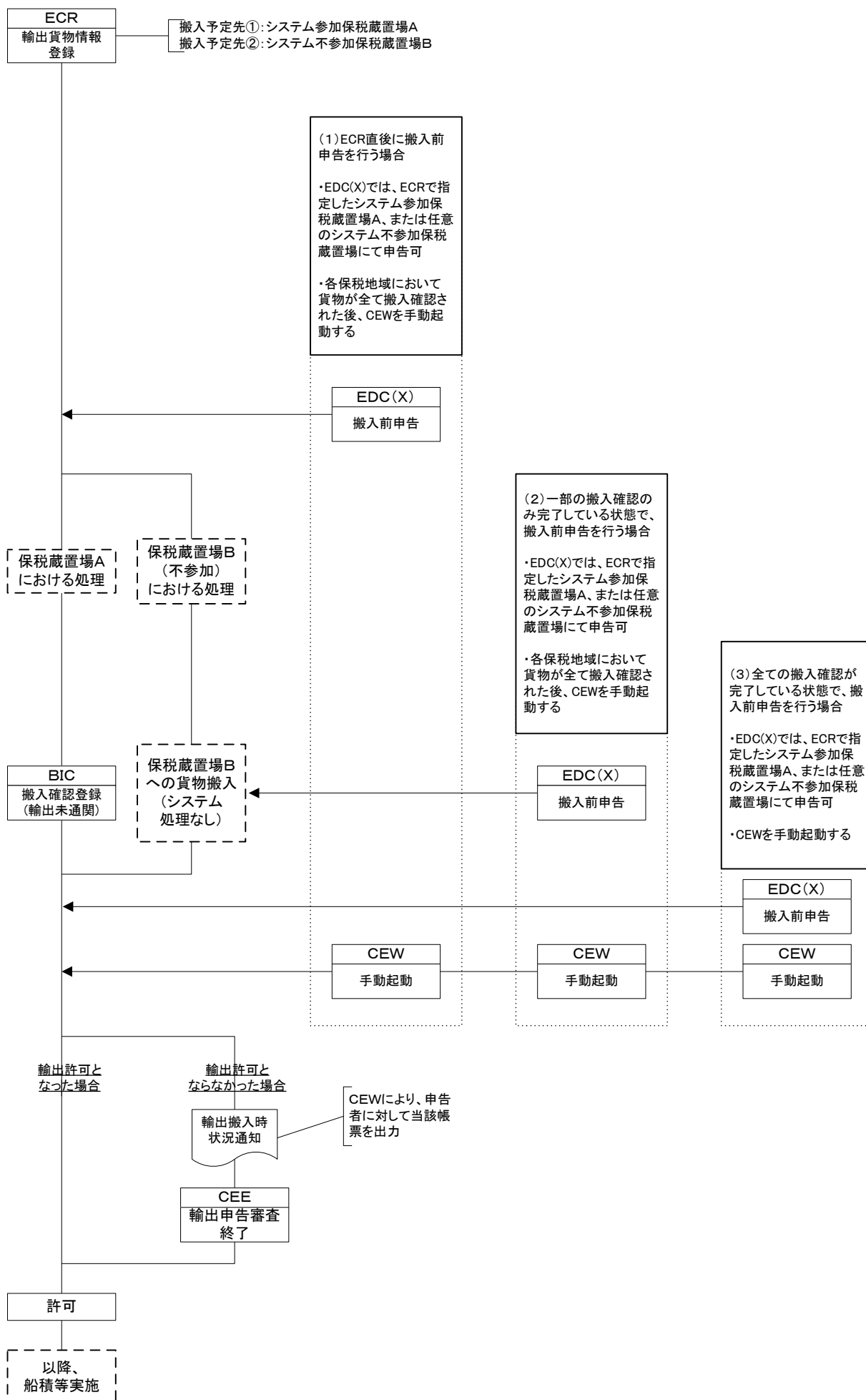
## 輸出通関に係る保税搬入原則の見直し

## Sea貨物分割搬入(システム参加CY間)



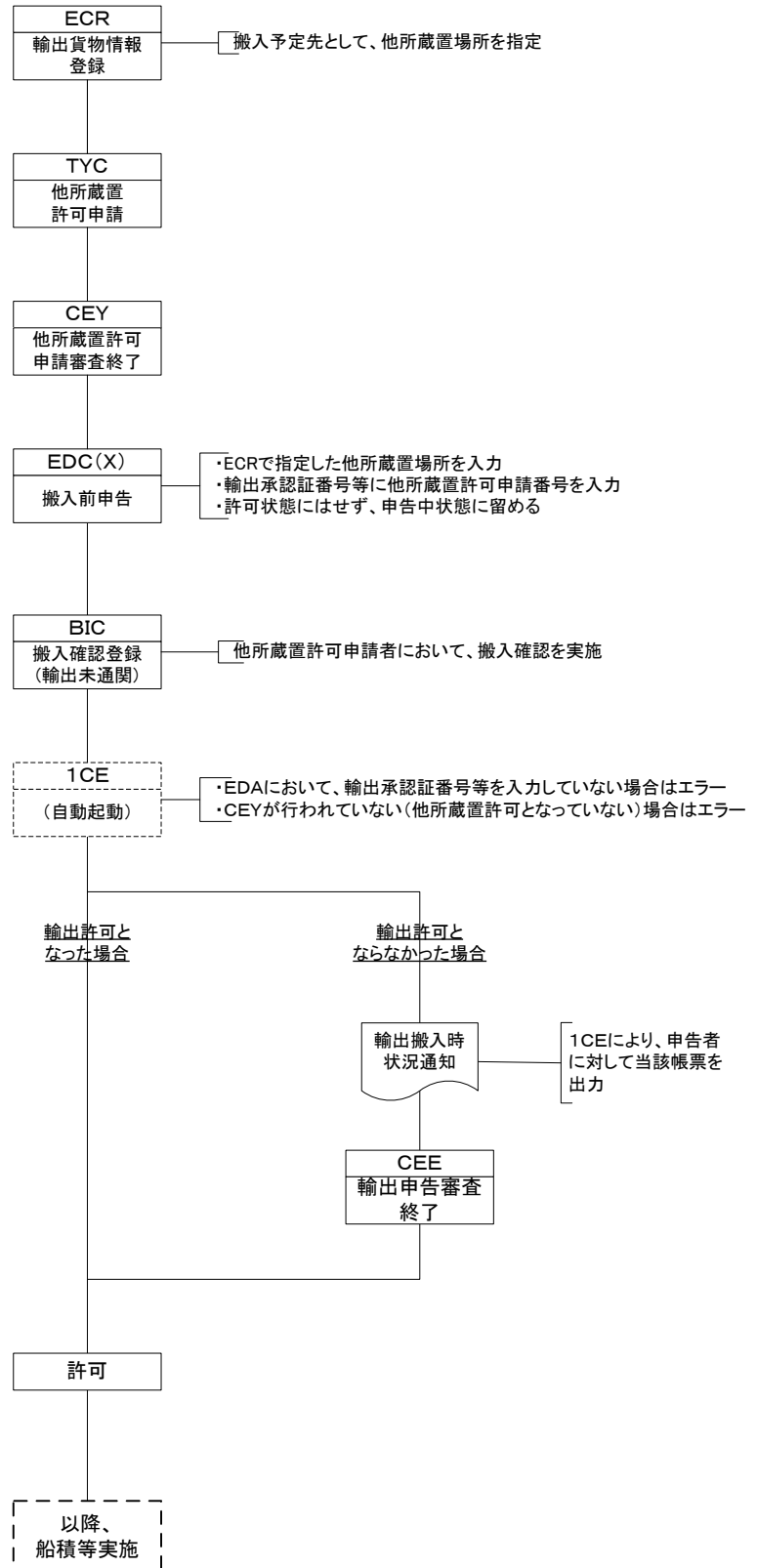
# 輸出通関に係る保税搬入原則の見直し

## Sea貨物分割搬入(システム不参加保税蔵置場有り)



# 輸出通関に係る保税搬入原則の見直し

## Sea貨物(他所蔵置場への搬入)



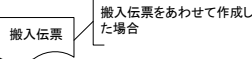
Air-NACCS（搬入前申告フロー）

基本フロー

自社倉庫等

保税蔵置場

①CDB01が先行するケース



②EDCが先行するケース



③CDB01が利用されないケース

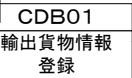


★搬入前、特定、AEO申告貨物に対して、申告⇔貨物間の一致チェック処理を追加

貨物に変更が発生した場合



搬入伝票を作成した場合の訂正  
★搬入前、特定、AEO申告貨物に対して、申告⇔貨物間の一致チェック処理を追加



搬入伝票を作成しなかった場合の訂正  
★搬入前、特定、AEO申告貨物に対して、申告⇔貨物間の一致チェック処理を追加

搬入前に申告訂正する場合



搬入前に申告訂正されない場合



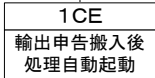
搬入伝票番号による一括搬入  
★1CEの起動処理を追加

AWB番号単位の個別搬入（あわせて貨物訂正が可能）  
★1CEの起動処理を追加  
★搬入前、特定、AEO申告貨物に対して、申告⇔貨物間の一致チェック処理を追加



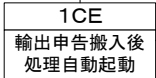
貨物情報の登録と同時に搬入  
★1CEの起動処理を追加  
★搬入前、特定、AEO申告貨物に対して、申告⇔貨物間の一致チェック処理を追加

申告⇔貨物間で差異がない場合



正常終了

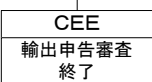
申告⇔貨物間で差異がある場合



エラー

輸出許可となった場合

輸出許可とならなかった場合



許可

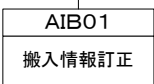
許可

申告情報に誤りがある場合



許可

貨物情報に誤りがある場合



申告変更の必要がない場合



通関業により手動で実施

輸出許可となった場合

輸出許可とならなかった場合

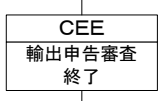
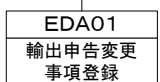


許可

輸出搬入時状況通知

CEWにより、申告者に対して当該帳票を出力

申告変更の必要がある場合



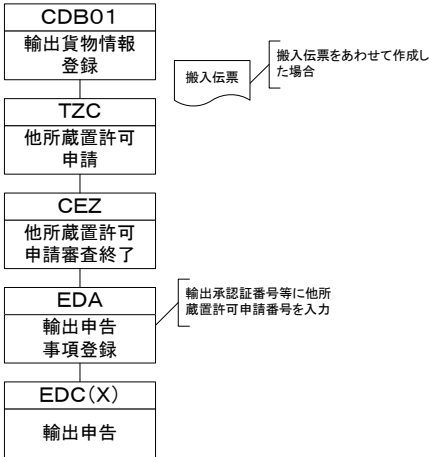
許可

基本フロー（～他所蔵置場への搬入～）

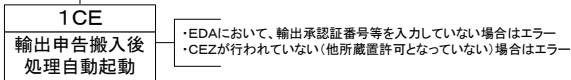
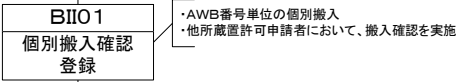
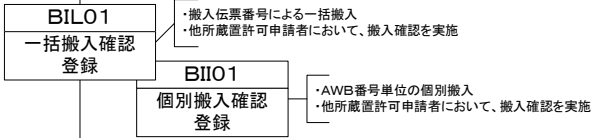
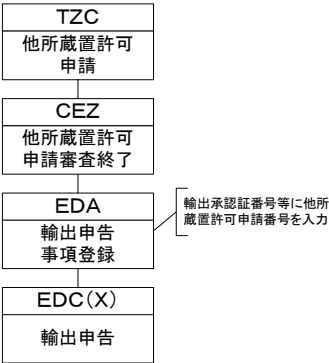
自社倉庫等

他所蔵置場

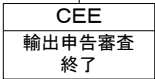
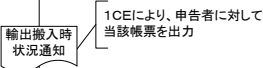
①CDB01を利用される場合



②CDB01を利用されない場合



輸出許可となった場合      輸出許可とならなかった場合



許可

許可

ご存知ですか？



# 「リアルタイム口座振替」方式

の利用が便利です！！

NACCSでは、関税・消費税、とん税等の納付について、一般口座を利用して納付が可能となる、「リアルタイム口座振替」方式を提供しています。

「リアルタイム口座振替」方式にはこんなメリットがあります。

## ☑ NACCS専用口座不要！

関税等の納付のためだけに使用するNACCS専用口座の開設が不要となります。

## ☑ 関税等の振り替え可！

一般口座から関税等を振り替えることができます。(インターネットバンキングにも対応)

## ☑ 自由に入出金可能！

一般口座ですので、資金について自由に入出金することが可能となります。  
(NACCS専用口座は入金のみ可能)

## ☑ 残高不足にも即時に対応！

開設口座の資金を積み増した場合、即時に反映するので残高不足が発生した場合に即時に対応することが可能となります。(NACCS専用口座は翌日に反映)

更に便利に！

## ☑ 振替完了通知書の出力が可能！(平成23年10月以降)

口座振替完了を示す個別の帳票を、希望する申告者様向けに出力することができます。

専用口座だと...

専用口座

↑  
入金のみ

残高不足発生！

↓  
資金積み増しの反映は翌日

リアルタイム口座にすると...

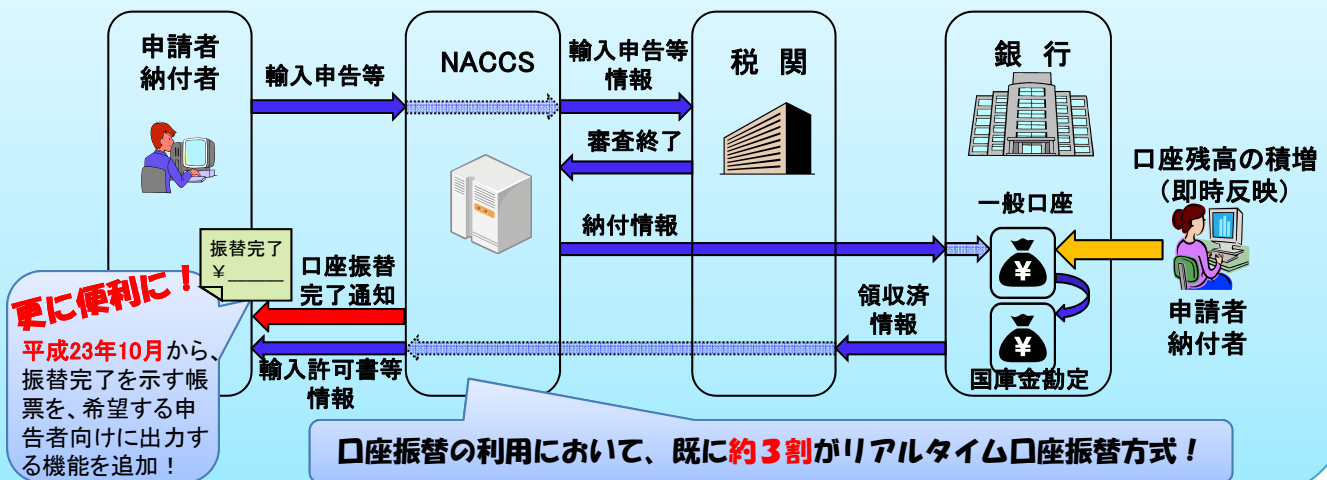
リアルタイム口座

↓ ↑  
自由に入出金

残高不足発生！

↓  
**即時に**資金積み増しを反映

例) 輸入申告におけるイメージ図



「リアルタイム口座振替」方式に対応可能な銀行は  
33行に増えています!

| コード | 金融機関名       | コード | 金融機関名      | コード | 金融機関名         |
|-----|-------------|-----|------------|-----|---------------|
| 1   | みずほ銀行       | 12  | 149 静岡銀行   | 23  | 187 琉球銀行      |
| 2   | 5 三菱東京UFJ銀行 | 13  | 151 清水銀行   | 24  | 188 沖縄銀行      |
| 3   | 9 三井住友銀行    | 14  | 152 大垣共立銀行 | 25  | 190 西日本シティ銀行  |
| 4   | 10 りそな銀行    | 15  | 153 十六銀行   | 26  | 501 北洋銀行      |
| 5   | 17 埼玉りそな銀行  | 16  | 155 百五銀行   | 27  | 517 栃木銀行      |
| 6   | 129 足利銀行    | 17  | 158 京都銀行   | 28  | 522 京葉銀行      |
| 7   | 130 常陽銀行    | 18  | 159 近畿大阪銀行 | 29  | 525 東日本銀行     |
| 8   | 134 千葉銀行    | 19  | 166 鳥取銀行   | 30  | 542 愛知銀行      |
| 9   | 138 横浜銀行    | 20  | 169 広島銀行   | 31  | 543 名古屋銀行     |
| 10  | 143 八十二銀行   | 21  | 177 福岡銀行   | 32  | 572 徳島銀行      |
| 11  | 144 北陸銀行    | 22  | 181 親和銀行   | 33  | 587 熊本ファミリー銀行 |

取扱可能時間帯については掲示板をご覧ください。

2011年4月14日時点

「リアルタイム口座振替」方式を利用するためには?

「リアルタイム口座振替方式利用希望者」、リアルタイム口座振替のために利用する預金口座を開設している「金融機関」及び「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)」との間で、口座振替に係る契約(三者間契約)を締結していただく必要があります。

三者間契約に必要な手続き・書類等につきましては、NACCSセンターホームページ(下記注のURL参照)において案内しています。

お問い合わせ先につきましても、上記ホームページにて案内をしています。

(注)各銀行におけるサービス提供時間等の詳細は、下記のNACCSセンターホームページにおいて案内をしています。  
また、利用可能銀行の追加のお知らせもこちらで確認することが可能となっています。

<http://www.naccs.jp/riyoumoushikomi/realtime/realtime.html>